

館山市営25メートル室内温水プール・50メートルプール

館山市老人福祉センター・出野尾老人福祉センター

指定管理者 選定基準

評価項目	評価基準	配点
1 申請団体に関する項目 (配点15点)		
基本姿勢、管理体制	施設の管理運営に対する意欲や理念、自主事業への積極性、それらを達成するための管理体制及び人員配置は適切であるか	10点
運営実績、財務状況	施設の運営実績、団体等の財務状況は健全であるか	5点
2 業務要求水準に関する項目 (配点45点)		
サービス内容	平等利用を確保しつつ、より満足度を高める方策 (開館時間・休館日などの提案含む)	15点
応対・施設美観	従業員の応対・接遇、施設的美観・清潔感の満足度を高める方策	10点
安全対策	事故防止、情報管理、法令遵守、危機管理など体制・対策	10点
利用者数	利用者の数値目標は適切か。またそれを達成するための方策	10点
3 連携などに関する項目 (配点10点)		
施設連携、地域貢献	4施設を相互活用する方策、各施設関連団体との連携を図る方策	10点
4 収支計画・指定管理料に関する項目 (配点30点)		
収支計画の妥当性	事業計画に照らし合わせて実現可能なものであるか (自主事業を含めた収入予測、管理運営の効率化・経費縮減策など)	10点
指定管理料	「2 指定管理料(相対評価)」参照 ※自動計算項目	20点
合計		100点

1 評価方法は「絶対評価」とし、採点基準は以下のとおり。

判断基準	乗 率	15点満点	10点満点	5点満点
創意・工夫があり、特に優れた内容である	×1.0	15点	10点	5点
優れた内容である	×0.8	12点	8点	4点
平均的な内容である	×0.6	9点	6点	3点
仕様は満たしているが、内容が乏しい	×0.4	6点	4点	2点
提案が出来ていない	×0.0	0点	0点	0点

※ 「指定管理料（自動計算項目）」を除く評価項目の点数（配点80点）について、
選定委員全員の平均点が48点（平均的な内容）未満の団体は失格とする

2 指定管理料（相対評価）

最も提案金額が低い団体（①）：20点

他の団体：（①の金額/当該団体の金額）小数点以下第2位四捨五入 × 20点

※ 参加団体が1団体の場合、本項目の評価点は12点とする

3 総合得点

「選定委員9名の平均点（小数点以下第2位四捨五入）＋指定管理料評価点」の得点上位の提案者から順位付けを行い、
第1位の者を指定管理者の候補者とする。

4 その他

- ① 参加団体が1団体であっても指定管理者の候補者を選定する。ただし、「指定管理料（自動計算項目）」を除く
評価項目の点数（配点80点）について、選定委員全員の平均点が48点（平均的な内容）以上の場合に限る。
- ② 選定結果について異議申し立ては認めない。